



一般社団法人 品川青色申告会 会報

青色ニュース



12月号

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

Tel : 03-3474-7564㈹ Fax : 03-3458-2616

<ホームページ> <http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

ホームページのQRコードです。



地域によって会報の配付が遅れる場合があります。
お手元に届くのが非常に遅い場合は、お手数ですが
ご連絡下さい。なお最新の会報はホームページから
閲覧可能です。(毎月上旬頃に更新されます)



※先輩は3年連続で年末の挨拶(自己紹介)が出来ていません。今回で4回目です!

GO GO! あぶいちゃん



1月10日(火)までに

受ける方は、
源泉サポートを
お願い致します。下期(7月～12月)の
納付期限は、
H29年1月20日(金)
までですが…

年末調整・お持ち頂く資料

- 1、H28年分源泉徴収簿(1～12月分給与・賞与の記入と集計、支給金額に誤りがないように、「ご確認下さい」)
- 2、受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額。
- 【H28年分の扶養控除等申告書及び保険料控除兼配偶者特別控除申告書】
- 3、年末調整に必要な各種控除証明書(国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書など)を「持参下さい」
- 4、中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。
- 5、税務署より送付された源泉税納付書を「持参下さい」。
- 6、総括表(11月下旬、役所より封書にて届く予定)
- 7、事業主の印鑑(認印)
- ※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。
なお、従来と同様に税務署から提出を求められた場合は提出する必要があります。
- 8、事業主のマイナンバーが確認できるものとそのコピー
- 9、従業員、専従者及びその扶養親族のマイナンバーがわかるもの

★源泉サポートをご利用される方は、上記の資料をご持参の上ご来局下さい。

★下記日程にて出張サポートを予定しています。そちらもご利用下さい。

★7面の『従業員等に対するマイナンバーの取得について』の記事もご確認下さい。

年末調整の時期到来
マイナンバーの取扱いは?

7面で特集



源泉出張サポートの日程

12月の最後に支払う給与又は賞与の支給前において年末調整を行います。

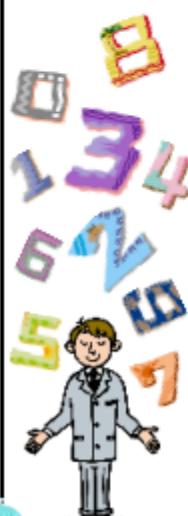
年末調整後の平成28年分の納付期限は、平成29年1月20日(金)までです。

※サポートを受ける方は1月10日(火)までにお願い致します。

例年の通り、『年末調整出張サポート』を下記日程にて行う予定です。

開催日時	受付時間	会場
12月19日(月)	午後5時30分 ～7時	大井第三地域センター 西大井4-1-8

※誠に勝手ながら大井第二地域センター、大崎第二地域センターの出張指導は、利用者が少ない為今回より行わない事となりました。
ご了承ください。



次月号において確定申告の
「マイナンバー」に関する
お話を特集する予定です。

次回会報予告
～マイナンバーの巻～



品川 蕉(葵ちゃん)：(一社)品川青色申告会期待のホープ。今年は服装が変わりました。



品川 空(ソラちゃん)：葵ちゃんの妹。

詳細は4面をご覧下さい。

★税務署から決算書・確定申告書が一月頃に届く予定です。これを必ず保存し、ご持参下さい。(予定納税などの情報として使用します)

★前回【e-Tax(代理送信含む)】を選択した方は、決算書・申告書等一式が届きません。その代わり税務署からハガキ又は封書が届きますのでこれを必ず保存し、ご持参下さい。(予定納税などの情報として使用します)

★税務署から決算書・確定申告書の届く時期が例年遅くなっています。その結果、決算・申告サポートの開始日に間に合わない場合があります。そこで円滑なサポートを行う為に、各種チェックシート及び事前情報のご協力を願っております。

新規ご入会者や前回予約をされたなかった方等は、ご予約が必要です。

予約人数の都合上、当初のご予約日と異なる場合がございます。必ずご確認下さい。

下記の日程等もご確認下さい!ご不明点はご連絡下さい。

【決算書・確定申告書について】

スタート
昨年(27年分)の決算・申告サポートをご利用されましたか?

いいえ はい

今月の会報に、
予約して下さいと書かれた
『決算サポート予約のお知らせ』
が同封されています。

はい いいえ
今月の会報に、予約日が
書かれた『決算サポート
予約のお知らせ』が同封
されていましたか?

- ★平成28年分の所得税申告期限は平成29年3月15日(水)です。
- ★平成28年分の消費税申告期限は平成29年3月31日(金)です。

決算・申告サポート期間

★1月20日(金)～3月15日(水)

予約を入れる場合…

予約期間	★2月1日(水)～3月11日(土) (日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く)
予約日時	★月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時、午後1時～4時 ★土曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時

- ★予約時間の10分前には受付を終了して下さい。
- ★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意下さい。
- ★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。



※3月15日(水)における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。
※1月7日(土)～3月11日(土)までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
※3月16日(木)からは通常営業となりますので、16日(木)以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。

サポート期間中の日程について…

1月20日(金)～1月31日(火)	予約不要です(来局順)
2月1日(水)～3月11日(土)	予約制です
3月13日(月)～3月15日(水)	予約不要です(来局順)

【上記日程におけるサポート受付時間】
★月～金曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時
午後1時～4時
★土曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時



サポート期間後の日程について…

3月16日(木)～3月31日(金)	予約不要です(来局順)
	【上記日程におけるサポート受付時間】 ★月～金曜日(日曜、祝祭日、土曜日を除く) ……午前9時～11時、午後1時～4時

予約のご確認を!

★危険度C…再来局確率25%!?★

- ・大規模修繕や車両の買換え等の特殊事情がある。
- ・不動産、事業以外の所得がある。
- ・不動産の貸付けにおいて入退出や貸付数が多い。



私は事前に相談したから
スムーズに行えたわ！



危険度Cでも余裕を
持つてサポートを
受けるんだよ。

★危険度B…再来局確率50%!?★

- ・消費税の納税義務者で、簡易課税を選択している。
(区分等が出来ているケースでも、再来局の可能性あり)
- ・特殊な計算や集計が必要な方(医業の措置法差額や平均課税 等)
- ・帳簿の健康診断に来ていない。
- ・特殊な資料の準備や計算書の作成が必要なケース。
(住宅ローン控除を初めて受ける方 等)
- ・支払調書がある方(源泉対象の報酬が複数ある方 等)

悔ってはいけません。
意外と手間が掛かります。
ショットした不備でも
再来局確率が急上昇!!
やはり事前相談がポイント！



このケースは…例えば、暴走トラックが迫ってくるくらい危険です!!
早めの対処(事務局へ相談等)が必須です。それでも回避出来るか…
油断しているヒーにはS S Sランクに行く可能性あり！



決算・申告サポート開始まで残りわずかとなりました。
(一社)品川青色申告会では、皆さんの待ち時間を極力減らすために、一回のサポート時間は、時間を一時間とする「時間ルール」を設けています。(昨年より強化する予定です！)

非常ながら再来局の可能性が高まります。事前準備が出来ないと…
き方、今一度は時間がかかりやすい可能性の方を危険度別で紹介します。

残念ながら再来局の可能性が無い場合は、時間ルールで時間とすると「時間ルール」を設けています。(昨年より強化する予定です！)

（年より時間ルール）

★危険度A…再来局確率80%★

- ・年末調整や償却資産税等、他のサポートがある。
- ・消費税の納税義務者である。
- ・開業初年度、入会初年度である。
- ・過年度の決算書・申告書の控え(青いファイル)や帳簿等を忘れた方や紛失した方。
- ・65万円控除を考えているが、帳簿の健康診断に来ていない。
- ・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしている。(土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります)
- ・毎年時間が掛かるが、何とか一回で終了している方…
一回につき一時間のサポートルールが強化されます！

★危険度S…残念再来局確定です★

- ・決算書の各項目や医療費の集計等、本人集計が必要な項目をしていない。
- ・現金残高がマイナス、通帳と預金出納帳が一致していない。売掛や買掛の残高を確認していない等、帳簿の確認だけ時間が掛かる方(職員から宿題が出されます)
- ・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしていない。(土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります)
- ・添付書類(各種控除証明書等)や印鑑を忘れた方 等

期限内に誤りのない
申告を目指して
GOGO!

再来局危険度が高くて
最後まで諦めないで!
期限後申告の危険を
回避しましょう!
まずは事務局へ
ご相談を!



★危険度SSS…期限後申告か!/?★

再来局危険度を超えた危険です。
このレベルを例えるなら…
ヒーローの敗北を意味します。
アナタを助けてくれる様々な制度は期限後申告により失われてしまうのです……

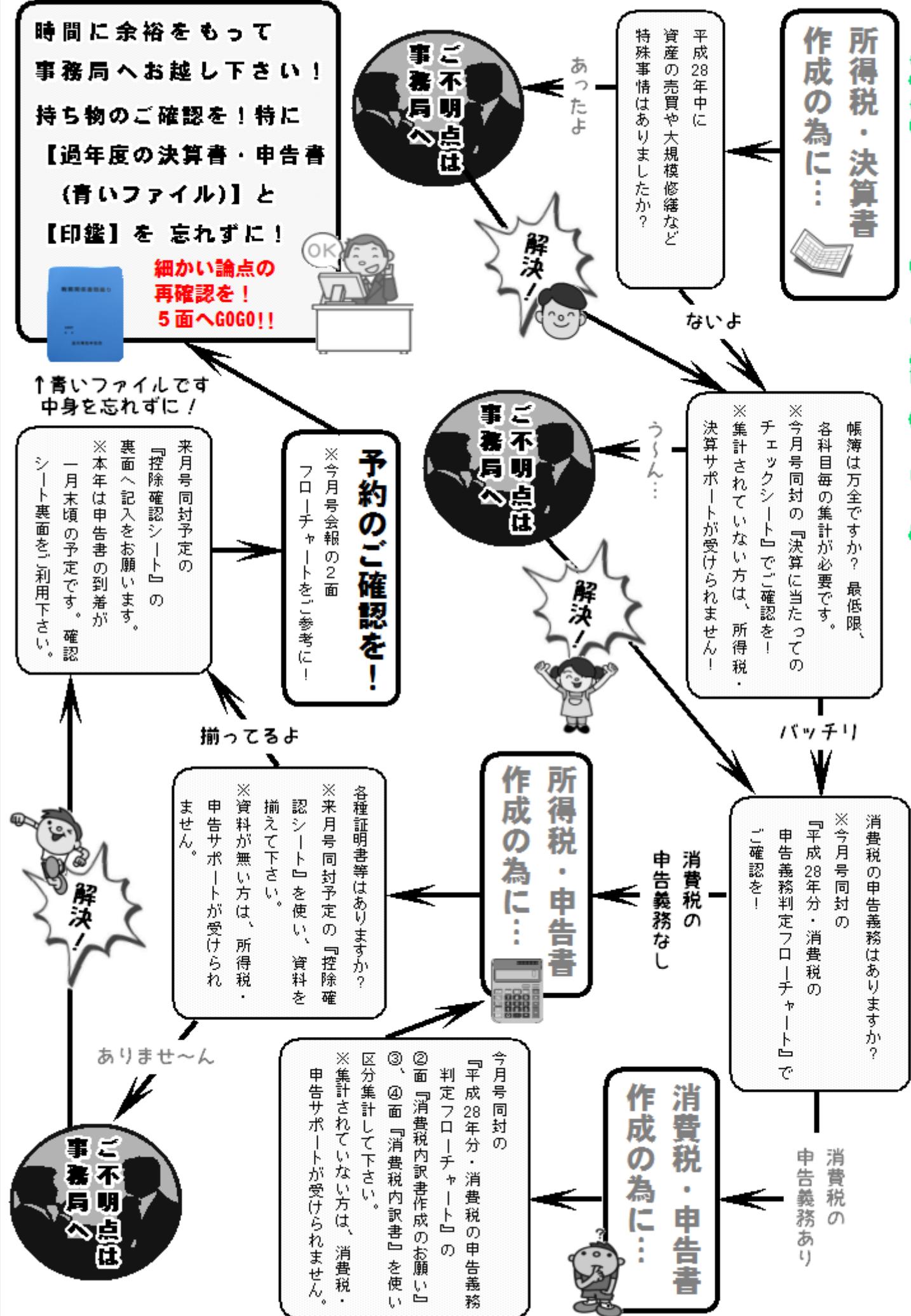


最悪の事態が発生か…4面の準備手順を確認後へGOGO!!

- ・準備不足で資料請求等が間に合わない。
- ・職員が出す宿題をされてこない方…
- ・本人で行うべき最低限の処理をいつまでもされない方…
- ・期限間際に来て、直ぐには対処出来ない危険な間違いがある方…



決算・申告の準備手順



ポイント

今月号の会報に同封されている、チェックシート等を参考に、下書き用の決算書（今月号に同封）へ実際に数字を書いてご持参下さい。

下書き用の決算書は、事務局又は税務署にございます。

※ 来月号同封予定の『控除確認シート』の記入もお願いします

※ 決算書・申告書は国税庁HPでもダウンロード可能

★決算・申告サポート開始前日1月19日までに、事務局へ来局し、帳簿又は会計ソフトのチェックを受けて下さい。また、資産の買換え等、特殊事情があった方も事前に、お知らせ下さい。

【理由】特に帳簿のチェックは重要です。サポート当日に誤りを見つけた場合、時間が掛かり、再来局して頂く可能性が高まります。混雑していない時期に「来局頂く事で、職員のチェックがキメ細やかにでき、結果として決算・申告サポート時に素早く、かつ、誤りが無い申告が見えるからです。

【このようになります】 大変助かります

【10万円控除の方は、これら等準備を】

一 事業所得の方

【売上・仕入の集計】…売上と仕入に関する月毎及び年間の合計を集計して下さい。

なお、年末における売掛（未収）・買掛（未支拂）も考慮して集計します。

【棚卸資産の集計】…年末時点の各棚卸資産の数量を数えて下さい。あわせて最終仕入時の仕入れ単価が各棚卸資産に必要です。

【自家消費の集計】…お店の商品等を家族で使用した、食べた場合、一定金額（仕入金額又は売価×70%のいずれか多い金額）を売上とします。その為、自家消費した回数、数量等の把握が必要です。

（注）棚卸資産と自家消費売上は、税務調査等でもよく注目される項目の一つです。

正確に把握しましょう。一部例外はあります。が、毎年同じ金額になる事は、通常ありません。

一 不動産所得の方

【収入の内訳】…貸借人の氏名、賃貸期間、賃料、礼金・更新料、保証金等の集計（年末における未収分を含めます）をします。

一 共通項目

【減価償却の準備】…10万円以上の事業用資産の購入又は20万円以上の修繕をした場合には、詳細が分かるものを準備して下さい。

【借入金利子の集計】…借入金の返済予定期で借入金利子（元本返済分は、経費計算できないので注意）の年間分を集計して下さい。あわせて返済予定期もお持ち下さい。

【源泉徴収簿等の貸金台帳の用意】…従業員の氏名、年齢、勤いた期間、給料・賞与の金額、源泉徴収税額の把握を！

【地代家賃の内訳】…店舗等を借りてある方は、地代家賃の支払先の住所・氏名、賃料、礼金・更新料の把握が必要です。

【家事費控除】…自宅兼事務所等で使用されている建物、それに付随する水道光熱費やプライベートでも使用する携帯電話などの通信費等は、家事費控除が必要となります。各項目毎の使用割合を把握して下さい。

【長期一括払い保険料等】…お問合せ下さい。

【その他の各経費項目】…経費を項目毎に区分し、年間の合計を集計して下さい。

【開業費の集計】…開業初年度の方は、開業前の費用を開業費として集計して下さい。（資産の購入費や長期火災保険等は開業費には含めないで別に集計して下さい）

【おかれど、明らかよ】…会計ソフト編
【ます、微勘定元帳をチェックしましょう！】

【現金】…現金の残高を追って下さい。現金残高に一度でもマイナスがあつたら要注意！

「-」で言う現金とは、事業に関係する現金※を意味します。つまり、お店のレジにある鈔銭や金庫にある実際のお金が、マイナスになることはありません。実際の現金有り高と元帳の残高は一致していますか？

【元帳の残高は数十万円、実際の現金は何時も鈔銭として一万円だけど…】

このような方は、明らかに誤った記帳をしています。

※厳密には、他人振出小切手や郵便為替証書等も現金科目に含まれます。

【預金】…元帳の預金残高と実際の通帳記入されたものを比較しましょう。入力の順番違いにより並びが異なる等は、問題ありませんが、原則として完全一致しないといけない項目となります。

【その他の科目】…マイナス残高が出ている所は誤っている可能性が大です！

平成28年分確定申告・納付期限

所得税

現金納付の期限………3月15日(水)
振替納税の期日………4月20日(木)
延納分の期限※………5月31日(水)

※1回目は本来の期限と同様

消費税

現金納付の期限………3月31日(金)
振替納税の期日………4月25日(火)

【期限後申告の弊害】

期限後に申告すると、65万円控除を適用する事が出来ず、10万円控除になってしまいます。さらに延滞税等の対象になるだけでなく、振替納税や延納の制度等も使う事が出来ません。

【持ち物】8面を参考にして下さい。

【記帳や準備で困った時は】…まずは、お電話でも構いません！

※1月20日以降は、大変繋がり難くなり、直ぐに回答出来ない場合がございます。
ご了承下さい。

【最後回】

**お
忘
れ
な
く!
!**

決算・申告サポートを受けた方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。それをお持ち下さい。

新規入会者を除く

決算・申告サポートを受けた方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。それをそのままお持ち下さい。

過年度の書類を青いファイルに入れています。それをそのままお持ち下さい。

なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない場合はサポートを行えます。

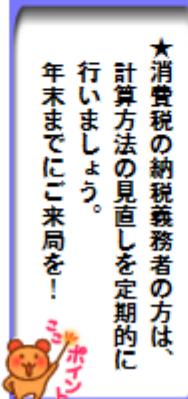


青いファイル(過年度の申告書・決算書等)の中身を確認し、お持ち下さい。

ご注意下さい! 消費税の申告が必要な方へ

平成29年分から簡易課税制度を【選択したい】又は【選択をやめたい】方は、平成28年中に届出が必要です!

- ★ 消費税の確定申告が必要か不要かの判定等は、**今月号に同封**の『平成28年分・消費税の申告義務判定フロー・チャート』でご確認下さい。
- ★ 消費税の計算方法は、『一般(原則)課税』と『簡易課税』の2つの計算方法があります。
- ★ 計算方法の選択により納付税額が変化します。
- ★ 「簡易課税」の選択は、「適用を開始しようとする年の前年末日までに選択の届出が必要です」とあります。その為、適用をやめるには、前年末日までに提出する必要があります。
- ★ 「簡易課税」は、一度選択すると、その効力が毎年継続します。
- ★ 簡易課税における金融業、その他の業種区分の選択は、どちらの方針が有利かは、その方の状況で異なります。
- ★ 簡易課税の選択は、選択していても、相続人は別途『簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。



(注)改正により納付額が20~25%程度の増加が予想

(その方の業種割合により異なる場合あり)されますので、納付資金にご注意下さい。

保険業や不動産業の業種区分が改正(注)されていますので、ご注意下さい。

★ 個人の方は、原則として平成28年分より業種区分の改正がされています。

(課税期間の特例選択適用者、経過措置の適用者を除く)

★ 平成28年に相続があつたため、初めて申告が必要になつた方等は、年内に届出をする事で平成28年分より簡易課税の選択が可能となります。

★ 年内に届出をする事で、平成28年分より簡易課税の選択が可能となります。

なお、被相続人が簡易課税を選択していても、相続人は別途『簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

★ 簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。

ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。

平成28年分

~ 所得税・消費税 ~

決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方

(事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

日程	時間
H29年1月16日(月)	午後2時~4時30分
H29年1月17日(火)	午後6時~8時30分

不動産所得のみの方

日程	時間
H29年1月16日(月)	午後6時~8時
H29年1月17日(火)	午後2時~4時

両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です。

ポイント説明会にご出席された方は、受講終了時に『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行します! ⇒証明書を決算・申告サポート時にお持ちいただくと…

【紙提出の方は…】

・決算書に受講証明印を押印し税務署へ提出します。

【イータックスの方は…】

・データ上に表示し税務署へ提出します。



【講師】品川税務署担当官 他
【参加費】無料
【会場】きゅりあん6F大会議室
住所:品川区東大井5-18-1
TEL:03(5479)4100

★ 正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。
★ 個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。
お気軽に会場へお越し下さい。
★ 各日程の時間は、説明会の開始時間となります。
★ 受付は各開始時間の30分前からとなります。
★ 受付は各開始時間の30分前からとなります。

【1】従業員に等に対するマイナンバーの取得について

平成28年よりマイナンバー制度が導入されています。

そこで今回は年末調整で必要となる『給与の源泉徴収事務』に関する取扱について特集致します。

税務・労務等の分野において、事業主は『給与や報酬の源泉徴収事務』『雇用保険に関する事務』等を行う場合に従業員や専従者等へマイナンバー(以下「番号」といいます)の提示を求める必要があります。

なお、皆様が従業員等に対して番号の提示を求める際の『個人番号の提示を依頼する文書』の文例をご用意しております。

必要な方は(一社)品川青色申告会にお申し付け下さい。

【2】マイナンバーの提供を受ける場合 その①…『従業員』の本人確認について

従業員から番号の提供を受ける場合には、本人確認として、下記の『番号確認』と『身元確認』の書類が必要となります。なお【5】における書類も下記と同様になります。

『番号確認』に必要なもの	『身元確認』に必要なもの
・個人番号カード(マイナンバーカード)	
※申請により交付される顔写真付きのプラスチック製のカードで、これ一つで【番号】と【身元】の確認が可能です。	
【いずれか1点】 <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(当初送られた紙のカード) ・マイナンバーが記載された住民票の写し、又は、住民票記載事項証明書など 	【いずれか1点(有効期限内のもの)】 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者カード
例1：マイナンバーカード(番号+身元)で確認 例2：通知カード(番号)と運転免許証(身元)で確認	【上記の身元確認のものがない場合は原則として次のうちいずれか2点】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険証書 ・年金手帳 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書

【3】マイナンバーの提供を受ける場合 その②…『従業員の扶養親族』の本人確認について

年末調整を行う際に従業員の配偶者や扶養者親族に関する番号も必要となります。各確認は従業員が行うことになります。

【4】(一社)品川青色申告会で源泉(年末調整)サポートを受ける場合の持ち物

1、従業員、従業員の配偶者や扶養者親族に関する番号が確認できるものをお持ち下さい。

2、下記【5】の提出方法に応じた事業主の番号提示等が必要となります。

【5】税務署、区役所等へ書類を提出する際の『事業主』の本人確認について

1、【直接税務署、区役所等へ提出する場合】…事業主の『番号確認』と『身元確認』の提示が必要です。

2、【郵送で提出する場合】…事業主の『番号確認』と『身元確認』の写しを同封する必要があります。

3、【(一社)品川青色申告会経由で提出する場合】…事業主の【番号確認】と【身元確認】の写しをお持ち下さい。

(注)個人番号カードの写しの場合は両面をコピーして下さい。なお、マイナンバーの確認書類に関するコピーについては、トラブル防止等の安全管理措置の観点から当会でのコピーは一切お断りさせて頂きます。ご了承ください。

【6】その他マイナンバーを取り扱う際の注意事項

【取得について】

事業者は、従業員から番号の提供を求めるにあたり、番号の利用目的を特定し、従業員に明示しなければなりません。

そのため法令で決められた業務目的以外の取得はできません。

【利用・提供について】

事業者は、源泉徴収票等に番号を記載して行政機関等に提出する場面でのみ、番号を利用・提供することができます。

⇒社員番号等としてマイナンバーを利用することは、仮に従業員本人の同意があってもできません。

【保管・廃棄について】

特定の手続き書類の作成事務を翌年度以降も継続的に利用する必要がある場合に限り、番号を保管し続けることができます。

なお特定の手続き書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、一定の保存期間等を経過した場合には、番号をなるべく速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

【安全管理措置について】

番号の漏えい、滅失等の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

4月~12月までの受付時間

【記帳相談・各種手続き等】

午前… 9:30~11:00

午後…13:00~16:00

【会費の支払、書類の受取り等】

午前… 9:00~12:00

午後…13:00~17:00

年末年始の営業

~年内業務の受付~

・指導等……12/27(火)午後4時まで

・会費納入等…12/28(水)正午まで

~年始業務の受付~

・H29年1/5(木)午前9時より通常業務

駐車場について

自動車でのご来局の場合は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

近隣の有料駐車場は満車である事が多いため、交通機関や自転車などでのご来局をお願い致します。

★年内に帳簿のチェックを受けた方へ

年内に帳簿のチェックを受けた方へ、貸付数が多い方や資産の売買等の特殊事情がある方に対し、事前情報をお願いしております。

ご協力下さい。

【決算に向けて】

廃業された方など

廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をす

ます。

※事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。

印鑑をお持ち下さい。

★12月12日(月)、15日(木)は、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

★12月13日(火)は午後から研修会が行われます。

★1月11日(水)は賀詞交歓会が行われます。

★H29年1月7日(土)～3月11日(土)までの土曜日は午前のみ営業致します。

(受付は午前11時まで)

①(一社)品川青色申告会の登録情報変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険に加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要す場合があります。

【転居・廃業された方へ】

【土曜日営業について】

詳細はお問い合わせ下さい。



2017年も(一社)品川青色申告会へお任せ！よいお年をお迎えください

よろず発信★
リターンズ
6回目

皆さんこんにちは。今回の会報は全8ページあり、さらに各種チェックシートもありますので、大変なボリュームになっています。読むのが嫌になると思いますが、重要な記事が多いので、ぜひ一読下さい。

今回は年末調整に関するマイナンバーの特集を急遽入れました。次回は、確定申告に関するマイナンバーの取扱い、特に品川青色申告会が会員の皆様に行うサポートとマイナンバーの関係を中心にお伝えする予定です。

さて、今年も先輩の自己紹介が出来ませんでした。正直なところマイナンバーの記事を入れなければ大々的に行う予定だったのにあ……！?

以前にも書いたことがあります、キャラクターには色々と設定があり、細かいところで反映されています。時間に余裕があれば、葵ちゃん達の壮大な物語をお伝え出来るの!!（そんなど思いました）

今年も一年会報を御覧頂きありがとうございました。来年も宜しくお願ひ致します。

さあ、どうぞお読みください。



先輩：葵ちゃんの教育係。今年も名前が洋明しなかったです…

姉とは仲良しな、しっかり者。今年も出番が少なかったです…